大阪公立大学 Osaka Metropolitan University 学術情報リポジトリ

「天孫本紀」の物部連系譜に関する復元的考察（Ⅲ）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007525

「天孫本紀」の物部連系譜に関する復元的考察（Ⅲ）

黒田達也 *

A Reconstructive Study of the Genealogy of The MONONOBE in *'Tensonhongi'* (Ⅲ)

KURODA　Tatsuya *

６．物部連系系譜形成過程試論

以上，「天孫本紀」に記される物部連系譜のうち，主に伊香色雄命以前，及び伊莒弗以降の石上麻侶関係を含む目・麁鹿火を中心とした系譜を復元するとともに，伊莒弗までの十市根命（物部連）系と武諸隅（尾張連）系との関係の検討を通じて両系と各段階の王統譜とでは「天皇記」とが最も対応することを指摘し，麻侶の系統が今木連で本来尾張連系であり，物部連系譜に尾張連系人名が見えることは麻侶の系統が物部連系になったこととの関わりが考えられることを述べたが，復元に当たっては重要な問題が残されている。それは穂積臣系譜と物部連系譜とを区別せずその合体・一系化を考慮していないことである。麻侶系の尾張連系譜での位置及び物部連系譜での系譜の変遷とともに，穂積臣・物部連両系譜の合体・一系化を勘案しながら改めて各段階の王統譜との関係で物部連系系譜の形成過程の概略を検討することにしたい。

6.1 穂積臣系人名

穂積臣・物部連両系譜の合体・一系化は，雄君に先立つとすれば，その段階までは物部連系では穂積臣が最有力氏とみられる (5.3) ので，穂積臣の主導で行われたとしなければならない。「継体紀」以降の人名を含め，穂積臣系人名が物部連系譜に，少なくとも「天孫本紀」に先立つ系譜では，嫡流等重要なものとして位置付けられていて然るべきである。系譜形成過程の検討に当たり，先ず穂積臣系人名を見ておく必要がある。「色雄」「色謎」五人名と大水口宿禰命の他，石弓若子（本来は石弓）及び金弓・今木金弓若子（本来は同一人）が穂積臣系であることは述べた (5.3)。また，「天孫本紀」に出雲醜大臣命の子とある大木食命・六見宿禰命・三見宿禰命，出雲色雄命の子・孫として系譜が復元できることから大咩布命と印岐美・建新川命も挙げ得るが，その他についてである。

「孝徳紀」の咋は，直接該当する人名は系譜に見えないが，膳咋宿禰は咋に「イ（厳）」を冠した如き人名である。膳咋宿禰の弟に，穂積臣とは元より，今木連とも関係せず田井連・佐比連の祖となっているが，石弓の子として系譜が復元できる金弓と同名のものが位置付けられていることは，膳咋宿禰と咋との関係，即ち膳咋宿禰が咋を基に造作されたものであること，咋が金弓の関係者であることを示すとともに，石弓と磐弓とが同一人名の異表記であることの証左でもある。膳咋宿禰の系譜への登場は孝徳朝前後としなければならない。五十琴も，人名形式の共通性から，膳咋宿禰と同時期の造作と考えられなくもないが，咋が実在の人名であるのに対し，琴は祭祀に関わるものであるから，逆に既に存在した「イーコト」に合わせて「イークヒ」が造作されたとみる方が良いと思う。五十琴は，膳咋宿禰が共通する人名形式を採ったものであることからして，穂積臣系とみられる。

「継体紀」の押山も直接結びつく人名は見えない。このことについては，任那・加羅関係での悪役的記述が百足・五百枝が近江方であったことと関わるとみられる (5.3) ことと軌を一にするものの如くではある。しかし，磐弓と咋が物部連系譜に残されていることからすれば，百足・五百枝以外で押山のみ排除された理由が問われる。押山は，継体朝ということでは麁鹿火と，麁鹿火関係の復元系譜を通じては木蓮子及び荒山とも同世代になる。但し荒山は，子尾輿が欽明朝で大連とされていることからして，本来は，「天孫本紀」が宣化朝で大連としていることと通じ，宣化（・安閑）の世代で麁鹿火・木蓮子の一世代下とすることが可能である。押山も，任那・加羅問題で協同したという大伴金村が初めて現われるのは安閑・宣化両后の兄弟武烈に関わってであり，『伴氏系図』では金村は雄略朝の大連室屋の孫であるから，実際は安閑・宣化の世代となし得る。このことからすれば，押山は磐弓と同世代になり，両者は兄弟ということも考え得る。また，欽明は宣化の弟とはいえ実質的には宣化の子の世代であることから，押山は磐弓の父の世代にもなり得るのであり，この場合，押山は麁鹿火の子で磐弓の父という位置が想定され得る。咋は，金弓と関係し「孝徳

2016年8月22日受理

* 総合工学システム学科　一般科目
(Dept.of Technological Systems : Liberal Arts)

紀」に現われることからすれば，金弓の兄弟より子という位置の方が相応しい。従って，穂積臣の系譜として，a 麁鹿火 ― 磐弓〔・押山〕― 金弓 ― 咋，b 麁鹿火 ― 押山 ― 磐弓 ― 金弓 ― 咋，両様が考えられるということになる。継体と対応する麁鹿火を基点として天皇等と世代を対応させれば，a では，磐弓・押山ー宣化，金弓ー欽明，咋ー敏達等，b では，押山ー宣化，磐弓ー欽明，金弓ー敏達等，咋ー彦人・廐戸，となり，少なくとも咋に関しては，世代的には，a・b 何れも問題があるように見える。しかし，蘇我臣の天皇等との世代対応も，稲目の欽明妃の父という位置を基点とすれば，稲目ー安閑・宣化，馬子ー欽明，蝦夷ー敏達等，入鹿ー彦人・廐戸，となるが，蝦夷は舒明～皇極段階の大臣であるから，b の場合は問題はないと言える。石弓若子が麁鹿火の子とされているのは，押山の排除または位置付け変更の結果ではなかろうか。金弓は『紀』には見えないが ―― あるいは「推古紀」の新羅征討の副将軍穂積臣は金弓かもしれない ―― ，磐弓が物部連系譜に明記され，咋は，そのものではないにせよ，膳咋宿禰として架上されたものが残っていることからすれば，押山が，その加羅関係での大きな役割からして，系譜から排除されたのみとは思われない。

注目したいのは荒山である。荒山は，麁鹿火の子の世代が相応しいが，麁鹿火の子という位置が想定される押山とは「アラ」と「オシ」とを異にする人名であり，麁鹿火と押甲の相異と共通する。押甲が麁鹿火から分立されたとなし得ることと同様，押山からの荒山の分立が考えられないであろうか。目 ― 荒山 ― 尾輿 という系譜は馬古ー麻侶系を嫡流とするためのものである(5.2)が，目が伊莒弗の子として架上される前に，「天孫本紀」の荒山 ― 尾輿 と類似する系譜が存在したことを想定するのが順当であろう。尾輿は押山の子に位置付けられていたのではなかろうか。然らば，磐弓・尾輿・麻伊古が麁鹿火の孫で押山の子とされる系譜を想定し得る。磐弓系が穂積臣，麻伊古系が榎井連であるから，尾輿系を物部連となし得る。「天皇記」の王統譜の段階で，麁鹿火・木蓮子以降の本来の系譜は，今木連（麻侶系）が木蓮子系とされるのは馬古ー孝徳朝段階とみられるが，麁鹿火 ― 押山 から穂積臣・物部連・榎井連が分かれるかたちになっていたと考えられるのである。三氏の連結点を占める麁鹿火は，この系譜の形成が穂積臣主導とみられることからすれば，穂積臣系とするのが良さそうである。

〔図１１〕は麁鹿火と石弓等との間に押山を入れる必要があり，従って木蓮子系は，大人と有利媛とが二世代の開きになるので，再検討を要するが，石弓 ― 金弓 が今木連とされたのは雄君の時期とみられる(5.3)。この改作は，馬古 ― 麻侶 は今木連と，耳を通じては繋がるが，直接関係しないことから，馬古の姉妹豊媛を妻とする雄君の系統も今木連とは関わらないものとする目的もあったとみられる。然らば，磐弓の兄弟として雄君が自身をその孫とした尾輿が前段階と同様に麁鹿火の系統に位置付けられていたことが疑われる。押山が荒山として麁鹿火・木蓮子の兄弟，尾輿の父とされたのではなかろうか。この際，榎井連は，雄君の出自氏族であることから，尾輿の系統に位置付けられたとみられるが，目系も同様とされたとは，麻侶が大友に一二の舎人とその最期まで従ったことから，考え難いと思う。

以上より「天孫本紀」の物部連系譜の人名で穂積臣系ないしそれを基にしたものとして，新たに膳咋宿禰・金弓（膳咋宿禰弟）・五十琴（五十琴宿禰・五十琴彦）・荒山・麁鹿火が加えられる。

6.2 麻侶系の尾張連・物部連両系譜における位置

5.3 で残されたものであるが，先ずは麻侶系の尾張連系譜での位置，麻侶の祖目等が誰に繋がるとされていたかについて。「天孫本紀」では尾張連の系譜は天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊の十八世孫までであり，十六世孫坂合（『紀』の継体妃目子媛の父尾張連草香に当たるとみられる[20]）が允恭朝に供奉とあることからは，十七世孫は安康・雄略・イチノヘノオシハと，十八世孫は清寧・仁賢・顕宗・継体とそれぞれ同世代になり，十五世孫知々古が履中朝供奉ということからすれば，十六世孫・十七世孫・十八世孫はそれぞれ雄略等，継体等，安閑・宣化ないし欽明の世代になる。何れの世代にせよ，物部連が十七世孫までで，王統との対応にもずれはあるものの，天武朝まで繋がっているのとはかなりの相違である。尾張連の系譜が継体や安閑・宣化あたりで途絶えることと，目が継体朝や欽明朝で大連とあることとは関係するのではなかろうか。麻侶系が物部連系譜に位置付けられたことにより，尾張連系譜が継体や安閑・宣化止まりになったのではないかということである。目が物部連系とされた段階では継体・仁賢等の世代である木蓮子の子であることからしても，尾張連系譜で目の父とされていた者としては，十七世孫・十八世孫が相応しい。「天孫本紀」では，十七世孫は佐米と兄日女（目子媛に代わり位置付けられたとみられる[20]）のみ，十八世孫は乙訓与止・栗（粟）原・間古・枚（牧）夫であるが，乙訓与止は正しく地名，栗（粟）原も地名とみられるもの，枚（牧）夫は，他よりは人名らしさはあるが，紀尾治連の祖とされるものであるから，佐米と間古とが候補となる。

佐米は，鮫を人名としたことは考えられる[20]が，「サーメ」と見て，「サ」は狭さ或いは神聖さを表わす接頭辞，「メ」は用字通りの「米」や麻侶の祖目と同じ「目」とするならば，「狭い（細い）米」「狭い（細い）目」や「神聖な米」「神聖な目」というような意味の人名と解し得る。

「狭い（細い）米」は弱々しさを表わすようなもの，「神聖な米」「神聖な目」は神名や伝説に関わって造作されたものの如くであり，実際の人名としては問題がある。体の形状に基づく人名は知られるのであり，「狭い（細い）目」というのが考えられる人名である。間古も，「マ」が「メ」の交替形であることからすれば，目と関わる人名とみることも可能と思う。然らば，間古は麻侶の祖目と関わる名であるに止まらず，継体妃目子媛（一般に「メノコ」と訓まれるが「マコ」「マノコ」もあり得る）と通ずるものと言えるのであり，目子媛は尾張連系譜では間古として位置付けられていると考えられなくもない。但し，間古は男とされている如くであり，「ヒメ」の脱落としても，佐米の女に変更された事情が問われる。ともかく，佐米と間古は人名自体からも目との関係が考えられるのであり，目子媛と目も共通する人名であることからは，目の坂合の子という位置も想定し得る。

他方，物部連系譜では木蓮子の子の目に弟長目が見える。長目は，元より目の兄弟の名である可能性がある一方，目と兄弟とされていたものの替わりに目を基に造作されたこともあり得る。目を佐米の子とすれば，目と兄弟とされていたものとしては，長目の他に間古と枚（牧）夫とが挙げられるが，枚（牧）夫には前述の如き問題がある。間古の子とすれば，尾張連系譜はこの間古の世代までなので，兄弟として長目が推測されるに過ぎない。また，目が長いと狭い（細い）とで違いはあるものの，長目と佐米とが目の形状で共通することからすれば，長目は佐米の替わりに造作されたものであり，目は佐米と兄弟で坂合の子とされていたことも考え得ることになる。

尾張連系譜での目の位置として想定し得るのは，佐米の子，間古の子，坂合の子，という三つであるが，ここで5.3で触れた目と 大人 ― 耳 の関係を再検討する必要がある。物部連系譜からは〔図１１〕の如く復元されるが，耳は顔に関わることで目と相通ずる人名であることから，本来両者は父子や兄弟という密接な関係で位置付けられていたと考え得るのであり，目系（麻侶系）を今木連とは直接関係しないものとするために系譜の変改がなされたことが予想されるからである。

目と耳とが父子 ―― この逆は耳が目の一世代下であるので想定し難い ―― の場合は，大人は目と兄弟で耳は目の子から目の兄大人の子へ変更された(a)こと，兄弟ならば，耳とともに大人の子であった目が大人の弟に変更された(b)ことが考えられる。また，大人と耳が父子とされた背景に両者にも関係があったことは考えられることから，耳とともに目の子であった大人が目の兄で耳の父へ変更されたことも想定し得なくないかもしれない。しかしこの系譜の場合，耳を目の兄弟とされているものの子とすれば良いのであり，殊更に大人を耳の兄弟から父で目の兄に変更する必要性はない。a・bの何れかということについて，尾張連系譜との関係からみてみよう。

目の世代的位置からすれば，大人はaでは佐米・間古・坂合何れかの子，bでは佐米・間古・坂合何れかと兄弟，となるが，「大人」という人名に注目したい。「大人」は，「神代紀」第九段本文の天穂日命の子大背飯三熊之大人の注「大人此云于志」からはその訓みは「ウシ」となるが，「大」の訓み自体は「ウ」や「ウシ」ではなく「オホ」「オ」であり，「シ」は人を表わす語の訓みに付くことから，「オホシ」と訓むことは可能と思う。また，oとuとの音韻転換は一般的であり，「ウシ」は「オシ」からの転換と看做される。「オホシ」「オシ」という訓みの名は『記』が目子郎女の兄とする凡連と通ずるのであり，大人は坂合（『紀』の草香）の子で佐米・目子媛の兄弟ということが考え得ることになる。然らば，目はaでは坂合の子で継体前後の世代，bでは坂合の孫で安閑・宣化あたりの世代になる。目は，木蓮子の子として継体朝で，麻侶の祖父として欽明朝で大連とされているので，a・bともに可能性があると言える。しかし，物部連系譜で 大人 ― 耳 は今木連であり，目系は直接今木連とは関係しないのであるから，目が尾張連系譜で大人と兄弟とされていたのであれば，目系のみを物部連とすれば良いのであり，大人も物部連系譜に位置付ける必要はない。目は耳とともに大人の子で，坂合の孫であり，物部連系譜に位置付けられた当初は，木蓮子 ― 大人 ― 目・耳，という系譜とみるのが良いと思う。然らば，この段階の系譜及び尾輿系への変更について補説を要する。

〔図１１〕の世代関係を，前項での検討結果から押山を麁鹿火の子，磐弓等の父とし，大人と目を兄弟から父子に変更すれば，大人と有利媛は二世代差に広がるが，両者の関係を問わなければ，大人が押山と同世代になり，耳が目の兄弟になる以外は〔図１１〕の世代関係と変わりはない。この系譜において，「天孫本紀」で目の父御狩と母宮古郎女（御狩兄弟贄古の女）とが異世代婚となっていることを援用すれば，目は守屋や恵佐古等と同世代となり，馬古を目の子とする系譜で問題はなく，御狩を目と馬古との間に位置付ける必要はなくなる。また，〔図１１〕では豊媛は一世代下の雄君との不自然さのある婚姻関係であるが，これも同世代婚になる。但し，宮古郎女が目・耳の生母とされていたとすることには疑問がある。大人の妻，耳の母が有利媛とされているからであり，有利媛を石弓の女とする復元系譜が想定されることからすれば，有利媛が大人の妻で押山の女とされていたとみることができるが，目の女豊媛が雄君の妻で今木連の祖金弓の生母とされていることについても考えておく必要がある。金弓生母ということからは，豊媛は磐弓の妻とされていたことが考えられることにもなるからである。

磐弓と世代が共通するのは，大人の異世代婚を考慮しなければ，また馬古・麻侶の世代に問題が生ずるが，「天孫本紀」と同様に目であり，その女を磐弓が妻としたということはあり得る系譜である。この場合，磐弓の女で金弓の姉妹とされた有利媛は，大人の妻とすれば豊媛は押山が位置付けられていた段階では磐弓の孫の世代，押山が排除された系譜では曾孫になるので，大人の妻とはなし得ない。有利媛は，今木連（麻侶系及び今木連とされた磐弓系）と関わる位置にあったことからすれば，押山や磐弓の女という位置がやはり相応しい。大人と有利媛とを異世代婚とすれば，押山が系譜に位置付けられていた段階では，豊媛は目の姉妹で磐弓と異世代婚というものが考えられるが，押山が排除された系譜では目の姉妹は磐弓の孫の世代になり問題である。豊媛は金弓生母ではなく，元より雄君の妻という位置にあったと考えられる。

有利媛は，大人が坂合の子で尾張連系であった段階では，坂合と同世孫の古利や阿古等の女とされ，大人が木蓮子の子とされた段階で押山の女とされたことと，元より押山の女とされていたこととの両様の可能性があり，何れとも断じ難いが，後者の場合は大人系が物部連系となる事情が説明し易い。以上より，宮古郎女は贄古の女のままにして，王統・蘇我臣・中臣連と対照して世代をまとめたのが〔表9〕である。王統との世代関係はともかく，穂積臣を含む物部連系諸氏相互の間及び蘇我臣・中臣連との世代関係には問題とすべきものは見られない。

雄君の段階で，前述のように，木蓮子系は変更はないが，麁鹿火 ― 押山 ― 磐弓（穂積臣）・尾輿（物部連）・麻伊古（榎井連）という系譜が，押山が排除・改作されて麁鹿火系（― 磐弓 ― 金弓）と荒山系（― 尾輿 ―守屋等 及び ― 麻伊古 ― 恵佐古）とに分けられ，麁鹿火・荒山・木蓮子が兄弟とされたとみられる。従って，大人が磐弓・尾輿・麻伊古と同世代であることは問題とは言えないが，大人とその妻有利媛とを異世代婚とすれば，目と雄君とが同世代，馬古が雄君の一世代下となり，問題が生じる。有利媛の磐弓の姉妹という位置は変わらなかったとみるべきかもしれない。しかし，それでは磐弓系が大人・今木連と関係するものとは明示できないのであり，系譜上雄君が馬古の一世代上にならざるを得ないが，有利媛は磐弓の女とされたとみるのが良いと思う。

麻侶の段階でその系統が尾輿に結ばれ，大人が目の兄で，大人 ― 耳 のみが今木連に関わるとされた。有利媛が雄君の女とされたのは雄君系を今木連とするためとみられるが，そのためには大人を有利媛と同世代，せいぜい雄君と同世代としなければならない。大人と目が守屋等の兄弟に位置付けられず，御狩の子とされたのはここに起因すると考えられる。

宮古郎女は，目の生母とされたのは大人と目とが兄弟とされた麻侶段階としなければならないが，大人との関係からは元より大人の母で木蓮子の妻，贄古の女という位置からは馬古の世代になる（表9）ので，馬古の妻で麻侶の生母，ということが考えられる。何れの場合でも，新たに目の父とされた御狩と宮古郎女との異世代婚は元の目の父大人と母有利媛とのそれに基づくとみられる。宮古郎女が麻侶の生母から変改された事情としては，目が木蓮子の孫から曾孫の世代に当たる尾輿孫に変更されたことにより，馬古と宮古郎女とが後者を一世代上とする異世代婚になることを避けることや，目の生母の必要性ぐらいしか挙げ得ない。しかし，何れも麻侶の生母として宮古郎女を残すことよりも重要なこととは考え難い。麻侶に生母が記されず，曾祖父大人と祖父目とに記されている（事実性は別）という問題はあるが，大人の生母を想定する方が良さそうである。宮古郎女は，尾張連系譜にあったとすれば，坂合の異母姉妹や坂合の父金の弟とある岐閇や知々古 ―― 岐閇は道奥岐閇国造等の岐閇と通じるので允恭朝に功能臣として供奉したとある知々古の方が相応しい ―― の女，物部連系譜ならば木蓮子の異母姉妹や大前宿禰・小前宿禰の女というようなものが候補になるが，不詳とせざるを得ない。但し，有利媛同様，物部連系であった方が大人系が物部連系となる事情が解し易い。尚，宮古郎女が贄古の女とされた事情としては，「天孫本紀」が，御狩以外で，尾輿の子としているのは守屋・今木金弓若子と贄古・麻伊古・多和（知）髪であり，守屋は雄君の父，今木金弓若子は金弓からの造作，麻伊古は榎井連の祖で本来麁鹿火の子，多和（知）髪は木蓮子の弟とされている多波からの分立ともみられるのであるから，贄古しか宮古郎女の父となし得る者がいなかったことが考えられる。

6.3 物部連系系譜の形成過程

〔図4〕〔図8（膽咋宿禰を除く）〕より，物部連嫡流は，饒速日命 ― 宇摩志麻治命 ― 出雲色雄命 ― 欝色雄命 ― 伊香色雄命 ― 十市根命 ― 五十琴 ― 伊莒弗，となる。この系譜を，十市根命が武諸隅の女を妻とし『紀』にも垂仁朝で大連と見えることを基準に，多遅麻 ― 印葉等 を尾張連系譜の建諸隅命の子孫に位置付けた系譜，及び継体段階の王統とに，世代を対応させたのが〔表4〕（（ ）は関係する天皇，〔 〕は母系による位置）である。

饒速日命はアマテラスと同世代になっている。饒速日命は，『記』『紀』で神武と関わって現われることからすれば神武の原型イハレヒコ・ヒコホホデミと同世代が相応しいが，神武と関わる前は，「天孫本紀」の系譜が天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊の位置として火明命のヒコホノニニギの兄とする伝を採用しているように神武より上の世代とされていたとしても，アマテラスの世代というのは問題であろう。饒速日命が神武（原型）と同世代で以

後の世代が対応するとすれば，三人が問題になる。

十市根命は，伊香色雄命の子ということからは，穂積臣系と考え得なくもない。穂積臣としても，「垂仁紀」に当代の物部連の代表的存在として現われているのであるから，嫡系とされていたとすべきである。しかし，『紀』も穂積臣の祖と明記する大水口宿禰命も元は伊香色雄命の子とされていたとみられる（3.3）のであるから，十市根命は，元より伊香色雄命の子とされていたとしても，物部連系とするのが良いと思う。〔表４〕で穂積臣系「色雄」三人名を除けば，饒速日命は神武（原型）と同世代になる。神武（原型）より上の世代であったとすれば，「色雄」三人名の一・二のみが位置付けられていたということになるが，このようなことは如何であろうか。王統譜との関係からすれば，穂積臣系と物部連系とが一系化していなかったとみるのが良いであろう。

十市根命と時姫とは異世代婚であるが，本来は同世代婚であったとすれば，饒速日命が一世代繰り下がり崇神（原型）と同世代というのは問題であるので，宇摩志麻治命と十市根命との間に誰かを位置付ける必要がある。該当するのは，穂積臣系・尾張連系と登場が遅れる彦湯支命（3.2）を除けば，大矢口宿禰命と大綜杵命とになる。大矢口宿禰命の「矢口」は大和国十市郡内，香具山北方の地名とみられること，『録』和泉国神別榎井部条の「大矢口根大臣命」は大矢口宿禰命が本来は「大矢口根命（或いは矢口根命）」という十市根命と同形式の「地名－ネ」であったことを示すことは両人名の関係を示唆する（以下「大矢口宿禰命」を「大矢口根命」等とも記す）。大矢口宿禰命は，大水口宿禰命の弟とされているので，伊香色雄命の子と同世代とすれば，十市根命と兄弟ということも考え得る。この場合も，十市根命が嫡系，大矢口宿禰命が傍系であり，最終的に大矢口宿禰命が伊香色雄命の祖父で物部連の祖として架上されたことになるが，傍系であったものが架上されて嫡流とされたという想定よりは，大矢口宿禰命は十市根命の父として位置付けられていたとみる方が良いと思う。大綜杵命も位置付けられていたとしても，饒速日命が神武（原型）の父の世代で，問題はない。前者の場合，欽明～敏達段階の王統譜で欝色謎命と伊香色謎命とが姨姪関係で，それぞれ孝昭后で崇神・ヒコフツオシノマコト生母，ヒコフツオシノマコト妻・ヒコイマス生母とされていたとみられる[8]ことから，継体段階でも伊香色謎命と少なくとも同世代とすべき伊香色雄命が崇神（原型）と世代を同じくするとすれば，出雲色雄命は神武（原型）の父の世代で饒速日命の一世代上になり，後者では出雲色雄命は饒速日命と同世代である。大綜杵命も位置付けられていたとするのが良さそうである。大綜杵命の位置としては，大矢口宿禰命と十市根命との関係や伊香色雄命が大綜杵命の子とされる事情が容易に説明できることからしても，宇摩志麻治命と大矢口宿禰命との間が相応しい。

しかし，系譜の始まりが，物部連が饒速日命，尾張連が火明命であるのに対し，穂積臣が，実質的始祖ではあっても，「出雲」を冠する名であることは問題であろう。系譜としては，出雲色雄命に父祖が位置付けられていて然るべきである。その候補として挙げられるのは，穂積臣が物部連と同族であることから，先ずは饒速日命であり，然らば饒速日命はオシホミミと同世代という位置があったということにもなる。然らば，宇摩志麻治命は神武（原型）の父の世代になり，「神武紀」の記述に従えば，オシホミミの子ヒコホノニニギの天降後に一世代上の饒速日命が降ったことになる。後者自体は，元来天降神とされていたのはオシホミミとみられる[6]ので，元の説話が同世代の二神が天降した ――「天神本紀」ではオシホミミが天降る時に生まれた天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊を高皇産霊尊が降し饒速日命が長髓彦妹御炊屋姫が産する前に死去したという記述の後に国譲りやヒコホノニニギの天降を記す ―― というものであったとすれば，世代上は問題には当らない。前者については，『旧事紀』では神武に仕えたのが宇摩志麻治命であることからは，宇摩志麻治命が神武（原型）の父の世代というのは問題とはし難い ―― 尚「天孫本紀」の系譜では宇摩志麻治命は神武祖父ヒコホホデミと同世代になる ―― 。しかし，宇摩志麻治命が神武に仕えたという記述はその子として後に位置付けられた彦湯支命を「新天皇」の最初である綏靖に対応させることによるとみられる（3.2）ことからすれば，また，饒速日命を元より神武（原型）と関わるものとするならば，饒速日命は神武（原型）の父の世代にはなり得るが，オシホミミと同世代というのは問題がある。確かに，饒速日命と神武（原型）との関係は自明とは言えない。饒速日命が現われるのは神武の東征説話においてであるが，継体段階ではともにオシホミミの孫ではあるがウガヤフキアヘズの子イハレヒコとヒコホノニニギの子ヒコホホデミとが独立しており[6]，当段階で説話の原型が形成されていたとすれば，この神武の原型二人，或いは何れか一人が東征したというものが想定されるものの，これは不自然であり，東征説話はイハレヒコとヒコホホデミとが合体して神武が成立した欽明～敏達段階の王統譜[6]以後の造作とみるべきと思われるからである。しかし，オシホミミとともに饒速日命も天降したとしなければならないことに問題がある。出雲色雄命の父として，氏名「穂積」からすれば，第２節で稲穂に関わることから饒速日命よりは火明命との繋がりが指摘できるとした膽杵磯丹杵穂命が考え得るのではなかろうか。膽杵磯丹杵穂命がオシホミミと，饒速日命がヒコホノニニギ・出雲色雄命とそれぞれ同世代というのが良いと思う。この場合，饒速日命と出雲色雄命とが兄弟ということもあり得る。

ここで『古志』の系譜（第2節）で大己貴命の後裔に物部連が繋がっていることに関して一部見直しが必要になる。その事情として指摘した尾張連と山陰地域との関係、大己貴命と饒速日命との間の神名に尾張連と関わるものがあること自体には変更の要はない。大己貴命の子五十研丹穂命が膽杵磯丹杵穂命から派生した神名で，膽杵磯丹杵穂命も穂積臣と関わることからすれば，出雲系 ― 尾張連系 ― 饒速日命 と繋がる系譜は，尾張連も勿論関係するが，より大きくは穂積臣との関係で捉えるべきことであり、また，物部連と尾張連との関係は，元は穂積臣と尾張連とのそれであったことにもなるということである。『古志』で膽杵磯丹杵穂命から派生した五十研丹穂命が饒速日命の祖に位置付けられていることを勘案すれば，膽杵磯丹杵穂命の子として出雲色雄命と饒速日命とが位置付けられる系譜の存在は考え得る。

膽杵磯丹杵穂命はオシホミミと同世代として，その後に穂積臣系と物部連系とを分離し、前者は 出雲色雄命 ― 蓑色雄命 ― 伊香色雄命 ― 大水口宿禰命 ― 五十琴，後者は 饒速日命 ― 宇摩志麻治命 ― 大綜杵命 ― 大矢口根命 ― 十市根命，更に物部連と繋がる石上に関わる伊莒弗を十市根命の一世代下に位置付けたのが〔表5〕である。五十琴生母としては除いた膽咋宿禰の母時姫も考えられなくはないが，十市根命と時姫とを同世代婚とするのが前提であるから，伊莒弗は十市根命の子ということからは時姫所生としなければならない。香児媛は五十琴の妻しか考え得ず，建諸隅命と清媛とを異世代婚としての〔　〕は，この場合五十琴は香児媛の二世代上になるので，省いた。十市根命と垂仁との一世代差は問題とはなし得ず，五十琴は，「天孫本紀」で大連であったという神功の原型の一つオホタラシヒメと同世代，神功の夫仲哀が既にヤマトタケルの子として造作されていたとしてもその一世代上になり，世代の対応には問題が生じていない。

欽明～敏達段階の王統譜及びこれと対応する尾張連系譜との関係ではどうか。〔表6〕は，〔表5〕(A)と，〔表4〕に大綜杵命（「天孫本紀」に従い蓑色雄命と兄弟とした）・大矢口根命を加えた穂積臣・物部連両系譜合体のもの(B) ―― 膽杵磯丹杵穂命と饒速日命とは合体，穂積臣主導なので十市根命以下を大水口宿禰命の系統とした ―― とを，伊香色雄命を崇神と同世代とし，武諸隅系を尾張連系とした尾張連系譜と王統譜に対応させたものである。A においては，十市根命以前は，ヒコホホデミが分立・架上され，ヒコホノニニギ系とウガヤフキアヘズ系とが合体されるとともに，崇神（原型）が孝昭と崇神とに分立された[3]とみられるので，対応するものは異なり，饒速日命が神武と同世代になる一方，伊莒弗が履中の二世代上（オホタラシヒコを父系）や三世代上（母系ヒバスヒメ）になっている。B では，出雲色雄命以降では五十琴が十市根命と伊莒弗との間に入り，伊莒弗は香児媛所生とされたことが考えられる。伊莒弗と履中との世代関係が改善されるが，饒速日命がヒコホホデミの世代で神武の二世代上になり，この段階で成立した神武との関係を設定し難いが，火明命とは同世代である。建諸隅命系とは，A・B ともに時姫が十市根命の一世代上，B で香児媛が五十琴の一世代上であるが，建諸隅命と清媛とを異世代とすれば同世代になる。王統譜との関係では，A・B ともに問題を有するが，伊莒弗と履中等との世代関係から，欽明～敏達段階の王統譜と関わって系譜が形成されたとすれば，穂積臣・物部連両系が合体されたものの方の可能性が大きいと言い得るように思う。

建諸隅命妻・多遅麻生母とされる清媛の位置付けも問題となる。尾張連との関係が考えられるもので未だ検討していない出石心大臣命の位置とともにみてみよう。

出石心大臣命は，武諸隅以前で唯一の尾張連関係人名であることからすれば，尾張連系譜で建諸隅命の父という位置もあり得なくはない。しかし，継体段階の王統譜との対応が想定される系譜では，火明命はヒコホホデミの兄弟とみられる[6]ので，瀛津世襲命の子と父の何れにしても建諸隅命は垂仁の一世代下になり，問題がある。瀛津世襲の兄弟とすれば世代的問題は生じないが，出石心大臣命の系統で建諸隅命だけが尾張連系譜にも残された事情が問われる。出石心大臣命は，アマノヒホコと出石で繋がること，建諸隅命の妻清媛はアマノヒホコの後裔清彦 ―― 清彦自体は本来アマノヒホコの系統ではなったとみられる (3.2) ―― の妻に相応しい名であることからすれば，本来但馬系で清彦の妻清媛の父であったのが，建諸隅命に関わるものに変更されたことが考えられる。

出石心大臣命が物部連嫡流とされたのは，尾張連と関わることからして，本来尾張連系であった麻侶の系統が物部連嫡系となった麻侶段階とみられるが，そのためには前段階で物部連系譜にそれなりの位置付けがなされていたことを想定しなければならない。その時期としては，尾張連との関係のみからでは，麻侶系が物部連となり，尾張連系人名が物部連系譜に位置付けられたとみられる孝徳朝前後の馬古段階が予想されるが，それ以前は尾張連と関わるとされていたことは考えられるとしても，本来尾張連そのものではなかったとみられること及び物部連・穂積臣と尾張連との関係からすれば，欽明～敏達段階で物部連系譜に位置付けられていたこともあり得る。然らば，出石心大臣命と清媛が前代と同様の父女の関係であったとすれば，出石心大臣命の位置としては，清媛と建諸隅命との世代対応からは大綜杵命・蓑色雄命の兄弟で出雲色雄命の子が相応しいが，この系譜の場合，殊更に出石心大臣命を出雲醜大臣命の弟とし，前者を嫡流，後者を傍流とする必要はない(3.7)ことに問題も生じる。

出石心大臣命を出雲色雄命の兄弟（弟）とすれば清媛は建諸隅命の一世代上になるという不自然さはあるものの，穂積臣・物部連と尾張連にそれぞれ関係する出雲色雄命と出石心大臣命が兄弟というのは，穂積臣系欝色雄命と物部連系大綜杵命とを兄弟とすることと共通し，系譜としてはむしろ相応しい（尚後述）。然らば，〔表６〕の尾張連の〔　〕，即ち多遅麻と香児媛を一世代下げたものは考え難いことになる。

多遅麻の妻安媛の位置であるが，安媛と関わるミヤスヒメは，継体段階及び欽明～敏達段階の王統譜と関係する尾張連系譜では，建諸隅命の兄弟乎止与命の女で多遅麻と同世代である。少なくとも継体段階では，武諸隅同様，尾張連系譜にあり，多遅摩と同世代の建稲種命の妹で乎止与命の女とすべきであり，欽明～敏達段階では，尾張連系譜にあったのであれば同様の位置，物部連系譜に位置付けられたとすれば伊香色雄命（表6A・B）や大綜杵命の女（A）というのが相応しい。

「天皇記」段階の王統譜とはどうか。〔表７〕は，物部連系系譜は〔表６〕B に膳咋宿禰を十市根命と五十琴の間に位置付け，当段階で崇神生母が伊香色謎命とされたとみられることから伊香色雄命を開化と同世代，遅くともこの時期には物部連系に位置付けられたとみられる武諸隅系は，武諸隅を崇神と同世代として，**4.3** での検討結果を用いて清媛を武諸隅の一世代下として記し，尾張連系譜を建諸隅命を武諸隅と同世代として王統譜と対応させたものである。五十琴と香児媛とが後者を一世代上とする異世代婚になることは，不自然さは否定できないが，それ程の問題はない。

この系譜における武諸隅と妻清媛，多遅麻の妻安媛，及び出石心大臣命の位置について。武諸隅は，伊香色雄命の子の世代が相応しいことからすれば，「天孫本紀」の系譜では伊香色雄命と武建大尼命との何れかの子ということになるが，復元系譜では、伊香色雄命とともに、出雲色雄命の孫に「天孫本紀」が武諸隅の父とする大新河命と相通ずる建新川命が位置付けられる（3.6）ことに注目したい。また，武諸隅の弟大小木は佐夜部直・久奴直の祖とあるが，建新川命の兄弟とされていたとみられる印岐美（3.6）は志紀県主の他佐夜直・久努直・遠江国造の祖であり，大小木・印岐美を介しても武諸隅と建新川命との関係が窺われる。武諸隅は建新川命の子とされていたと考えられる。

〔表７〕の伊香色雄命系・武諸隅系の世代的位置は，「天孫本紀」の系譜と各段階の王統譜との対応をみるために，「天孫本紀」に従い武諸隅と清媛とを異世代婚としたものであるから，武諸隅と清媛とが同世代になるものもみておく必要がある。〔表８〕は，清媛を武諸隅と同世代，安媛も，「天孫本紀」で多遅麻を父系で見ればその一世代下であるが母系では同世代になるので，多遅麻と同世代とし，十市根命以下を大水口宿禰命の系統として，伊香色雄命系・武諸隅系・尾張連系・王統の世代を対応させたものである。

大連等であったという天皇等との世代関係は，十市根命と垂仁，膳咋宿禰と成務（景行の弟）とが同世代の他は，多遅麻・伊莒弗がそれぞれ景行・履中等の一世代上であり，五十琴は，仲哀（垂仁孫・ヤマトタケル子）との関係では同世代，神功の原型オホタラシヒメが景行妃であることからは一世代下になるが，問題というものではない。「仲哀紀」の如く神功と対応するのが膳咋宿禰とすれば，五十琴が大連であったのは景行の子応神の段階になり，世代の対応と一致する。香児媛と五十琴との世代関係は〔表７〕と変わらない。〔表７〕の場合では，多遅麻・伊莒弗は大連とされる段階の景行・履中と同世代になる一方，膳咋宿禰が成務の一世代下，五十琴は仲哀の一世代下でオホタラシヒメの二世代下になり，膳咋宿禰がオホタラシヒメと対応するとすれば，膳咋宿禰・五十琴は一世代上に仕えたことになる。武諸隅と清媛とが同世代・異世代の何れにしても，王統譜とは矛盾と言うべきものは生じていない。「天孫本紀」の膳咋宿禰の女という清媛の位置は，膳咋宿禰が物部連系譜に登場した孝徳段階以後のものであるが，『記』『紀』の王統譜と「天孫本紀」の系譜との対応はごく一部に止まるので，「天皇記」の王統譜と関わって造作された系譜でなされたものとみられる。また，清媛が膳咋宿禰の女とされたことは，武諸隅が膳咋宿禰と同じ伊香色雄命の孫とされたことと関わるようでもある。しかし，清媛は，膳咋宿禰の姉妹でも問題は生じないのであり，膳咋宿禰の子とされる前に既に武諸隅の一世代下に位置付けられていたとみるべきであろう。

清媛が武諸隅の一世代下とされた時期については取り敢えずは措いておくとして，この両者の関係からすれば，清媛は大水口宿禰命女・十市根命姉妹，安媛は膳咋宿禰姉妹というのが相応しいようであるが，武諸隅が伊香色雄命の孫とされた事情も勘案する必要がある。武諸隅のこの変更は父建新川命が伊香色雄命の子とされたことと関わると推し得るが，その事情とともに，建新川命が元の父大咩布命と兄弟になったこと，武諸隅が建新川命ではなく大新河命の子とされたことも問題になる。

武諸隅の大新河命の子への変更については，一地方氏族倭志紀県主の祖に過ぎない建新川命の子という系譜を変改するためと考えられなくはない。しかし，武諸隅の父として殊更に建新川命と相似る大新河命を造作する必要まであったであろうか。建新川命とともに出雲色雄命孫・大咩布命子とされていたとみられる印岐美は「国造本紀」遠淡海国造条では伊香色雄命の子であるから，建新川命は印岐美とともに一旦十市根命の兄弟とされ，そ

の後に十市根命の子とされたとみることも可能であるから，印岐美の兄弟とされたものの誰かを倭志紀県主の祖とすれば良く，また建新川命と倭志紀県主との関係が変更できない程密接であったとしても，武諸隅を十市根命の兄弟の子とすれば良いように思われるからである。『記』『紀』系譜で本来夫妻とされていたものが兄妹などとして妻の系譜に位置付けられている例が知られる[3][12]のであり，武諸隅の妻清媛の父として大新河命が造作されていたとみられるのではなかろうか。然らば，清媛が出石心大臣命の女とされていたこと，「天孫本紀」が出石心大臣命の妻を新河小楯姫としていることからして，出石心大臣命 ― 大新河命 ― 清媛 という系譜が想定されるが，本系譜が想定できるのは欽明～敏達段階の王統譜との関係においてのみである。建新川命の子として武諸隅が位置付けられたのも，建新川命の子に武諸隅が位置付けられていてこそ清媛の父として大新河命が造作されるので，同時期とみなければならない。これは前述の穂積臣と尾張連との関係によるものとみられる。この系譜であれば，世代の対応は，伊香色雄命－建新川命，大水口宿禰命－武諸隅，十市根命－多遅麻・時姫，五十琴－香児媛・印葉等，となり，〔表6〕Bの十市根命と時姫，五十琴と香児媛との異世代婚は解消する。出石心大臣命を出雲色雄命の兄弟とすれば，大新河命－蓐色雄命，清媛－建新川命で，清媛と武諸隅の異世代婚は残るが，出雲色雄命の子の場合は他と同じ同世代婚になる。これまで，出石心大臣命は系譜の復元からは出雲色雄命の子が相応しいが，この場合殊更に出石心大臣命を出雲色大臣命の弟に変更しそれぞれを物部連嫡流と傍流にする必要がない（3.7）ことから，両者を兄弟としてきたが，再考の余地がある。この場合出石心大臣命が出雲醜大臣命の弟とされた事情を考える必要があるが，先ず伊香色雄命以降を見ておく。

欽明～敏達段階と同じ系譜を「天皇記」の王統譜と，伊香色雄命を開化と同世代として，垂仁の世代を父系で対応させると，大水口宿禰命－崇神，十市根命－垂仁，五十琴－景行，伊莒弗－応神，となり，伊莒弗は履中の二世代上になる。垂仁を母系で見れば，十市根命－ミマツヒメ，五十琴－垂仁，伊莒弗－景行，で，伊莒弗は履中の三世代上である。前者では，膽咋宿禰を位置付ければ，武諸隅と清媛とを異世代婚とするまでもない。後者の場合は，膽咋宿禰を位置付けるだけでなく，異世代婚も設定する必要がある。欽明～敏達段階の王統譜とは垂仁を母系でみてよく対応することから，母系での垂仁の位置からの対応で膽咋宿禰が位置付けられ，清媛が武諸隅の一世代下とされたと考えられる。清媛の父大新河命は，武諸隅と同世代で，伊香色雄命の子の世代になるのであり，ここに大新河命が伊香色雄命の子とされる前提が見出される。出石心大臣命が出雲色雄命の子とされていたとしても，大新河命が出石心大臣命の子であれば，清媛は系譜上は武諸隅と同世代であり，武諸隅の一世代下であることを明示できない。明示方法としては，出石心大臣命と大新河命との間に誰かを位置付けることと，大新河命－清媛 を出石心大臣命から切り離し伊香色雄命等別の系統に位置付けることとの両様が想定される。前者の場合，出石心大臣命と大新河命のと間に位置付けるに相応しいものは大綜杵命と大矢口宿禰命である。清媛の父大新河命と大水口宿禰命とを武諸隅と同世代として，世代を溯って対応させると，伊香色雄命・建新川命－大矢口宿禰命，蓐色雄命・大咩布命－大綜杵命，となり，出石心大臣命は出雲色雄命と同世代になる。後者ならば，後に物部連嫡流とされる出石心大臣命が孤立し，大綜杵命－大矢口宿禰命 も後に繋がらないのであり，前者を想定するのが良いと思う。然らば，出石心大臣命は，欽明～敏達段階では出雲色雄命の子とされ，「天皇記」段階で出雲色雄命の弟とされたことが考え得ることになる。これには出石心大臣命が出雲醜大臣命の子で穂積臣系の系統という系譜を変改するという事情もあったであろう。

建新川命が伊香色雄命の子とされたのは大新河命との関係によるとみられる。建新川命とともに大咩布命の子とされていたとみられる印岐美は，「国造本紀」遠淡海国造条に伊香色雄命の子とあるだけでなく，「天孫本紀」が印岐美の後裔とする久努直である「国造本紀」の久努国造は伊香色男命孫印播（旛）足尼が祖とされていることから，伊香色雄命 ― 印岐美 ― 印播（旛）足尼 という系譜の存在を窺わせるのであり，伊香色雄命の子とされていたことは疑いがない。印岐美は志紀県主との関係では，倭志紀県主の祖建新川命の兄弟，伊香色雄命の子が相応しい。大咩布命は，前述のように，両志紀県主と密接に関わるが，元の世代関係に基づいて伊香色雄命と兄弟等同世代とすれば，両志紀県主とは全く関係を有さなくなることにより，建新川命・印岐美の兄弟とされたとみることはできるのではなかろうか。印岐美の十市根命の子という位置は，遠江・久努両国造の近隣地域の駿河国造の祖片堅石が十市根命の子とされていることに関わると思う。片堅石が「国造本紀」珠流河国造条には大新河命児片堅石命とあること及び武諸隅の弟大小木が印岐美と共通して久奴直・佐夜部直の祖とされることからすれば，印岐美は片堅石とともに武諸隅の兄弟とされていたことも考えられる。「天孫本紀」の尾張連系譜では久努直（国造）と同一氏とみられる久奴連が尾治知々古の後裔とされていることから尾張連と久努国造・遠江国造・駿河国造との関係が想定される[20]のであり，武諸隅が大新河命の子とされた理由としては建新川命が倭志紀県主の祖であること以外には想到しないが，印岐美と片堅石が尾張

連系の武諸隅の兄弟というのは不審とし得ない系譜である。この位置にあった印岐美と片堅石が十市根命の子とされたのは，東海地域の尾張連系国造を物部連系とするためとみられる。

安媛の位置は，前述のように，多遅麻との世代関係では膽咋宿禰の姉妹が相応しい如くでもあるが，一人名五十琴から分立された五十琴宿禰と五十琴彦のうち後者の女とされていることから，改めてみてみよう。安媛が五十琴の女とされていたとすれば，多遅麻を基点に見ると，多遅麻が同世代の五十琴の女を妻とし，その所生子女山無媛や印葉等とは異母としても同じ世代とみるべき香児媛が二世代上の五十琴の妻になる。また，五十琴を基点としても，五十琴が多遅麻の女香児媛を娶り，その所生子伊莒弗等と同世代とすべき安媛が二世代上の多遅麻の妻になる。一方，五十琴宿禰と五十琴彦とが分立され安媛を五十琴彦の女とする系譜では，五十琴宿禰・多遅麻ともに妻は一世代下で問題はない。五十琴宿禰・五十琴彦の分立は，五十琴の妻として元より香児媛が位置付けられていたとすれば，安媛が物部連系譜に位置付けられたことによること，安媛が五十琴の子とされていたのであれば，香児媛が伊莒弗生母とされたことによることが考えられる。前者の場合，五十琴を分立し安媛を五十琴彦の女とするのではなく，他に膽咋宿禰の子とされている竺志や椋垣の女とする方法もあることからすれは，後者が想定されることになるが，膽咋宿禰が位置付けられる前の十市根命の子として五十琴しか位置付けられていなかったため，五十琴が分立されたこともあり得る。そこで問題は香児媛が本来五十琴妻・伊莒弗生母でなかったと考えるべきか否かである。

確かに，五十琴宿禰妹・五十琴彦姉で景行皇妃・五十功彦命生母とされる五十琴姫命は，五十琴彦と「ヒメ」と「ヒコ」の相違のみで，敬称が付されない五十琴とも男女の対をなすと言えるものであり，五十琴の妻に相応しい。五十功彦命は五十琴彦と訓みを同じくする如くであり，五十功彦命が五十琴姫命所生という系譜も五十琴姫命が五十琴と密接に関係することを示す。「天皇記」段階の王統譜では，伊香色雄命を崇神の一世代上とし，垂仁を母系で見れば，世代の対応は，大水口宿禰命－崇神，十市根命－ミマツヒメ，膽咋宿禰－垂仁，五十琴彦－景行となり，五十琴彦の女という安媛は景行の子と同世代になる。ヲウスは，ヤマトタケルと合体されたか否かはともかく，景行の子とみられるので，安媛と同世代であり，安媛の五十琴の女という位置付けはヲウスと関わるようでもある。安媛をヲウス（及びヲウスと合体したヤマトタケル）の妻とする系譜が造作されていたこともあり得るようである。然らば，安媛が物部連系譜に位置付けられたのはヤマトタケルと尾張連ミヤスヒメとの関係を物部連とのそれに変更することを目的としたこと，安媛が多遅麻の妻，香児媛が五十琴宿禰の妻とされたことにより，王統譜との関係を残すべく五十琴姫命が世代を共通にする景行の皇妃とされたことが想定されることにもなる。

しかし，ミヤスヒメがヤマトタケルの妻というのは，東征説話の中でのみ語られているのであり，元来のものかどうかは疑問もある。むしろ，ともに尾張連系であることからすれば，安媛の多遅麻の妻という系譜の方に本来性を見出し得るのではなかろうか。継体段階の王統譜と対応する尾張連系譜での建諸隅命系と嫡流の乎止与命系とはこの関係で繋がっていたとみられる。建諸隅命のみを尾張連系譜に残して，武諸隅系が物部連系譜に位置付けられたのが欽明～敏達段階の王統譜と関わる系譜の段階とみられることからすれば，安媛も同時期に物部連系譜に位置付けられたとし得なくもない。しかし，それでは，武諸隅系は物部連系になっているのであるから，物部連（穂積臣）と尾張連との関係は示せないのであり，多遅麻の妻安媛の位置は前段階と同様と考える方が良いように思う。然らば，五十琴姫命が景行皇妃とされたのは，本来尾張連系で物部連系系譜に位置付けられた武諸隅孫山無媛所生とされていたとみられるヲウス(4.2)が，ヤマトタケルとの合体と関わって吉備族系のハリマイナヒノオホイラツメ（ハリマイナヒノイラツメ）所生となったことにより，物部連と景行との関係を残したと考えられるのではなかろうか。安媛がミヤスヒメとしてヤマトタケルの妻とされた事情については不詳とせざるを得ないが，或いは五十琴姫命と同じ事情によりヲウスと尾張連系との関係を残すためという可能性はある。

安媛の例からして，「天皇記」以前でも，尾張連と関わる香児媛が五十琴の妻とされるかたちで，尾張連系と物部連系とが関係する系譜になっていたことはあり得る。五十琴姫命が五十琴の妻とされていたとしても，香児媛もともに五十琴の妻であった可能性は否定できない。この場合，五十琴姫命・香児媛それぞれの所生が問われる。

「天孫本紀」に記される五十琴宿禰の子伊莒弗・麦入宿禰・石持と五十琴彦の子目古・牧古の中で最も重要なものは嫡流の伊莒弗であることは言うまでもないが，麦入宿禰も，子大前宿禰が『記』『紀』のキナシノカル説話で自邸に逃げ込んだ太子カルをアナホの軍が取り囲むなかで捕えたり自殺させたとあり，また『紀』にスミノエノナカの乱で太子イザホワケを救ったとされており，重要な存在と言える。伊莒弗は「厳かなフツ」という和珥臣－物部連と密接に繋がる石上に関わる造作名である(5.1)のに対し，麦入宿禰（『録』山城国神別佐為連仗は八世孫牟伎利足尼）は，「入」を何処かより入ってきたことを示すもの（イリ・リ）や人（リ）等の何れに解するにしても，名の中心は「ムギ」である。「ムギ」と言えば，美濃国武芸郡

を想起する。本地域を中心的勢力圏とした牟宜都君（『記』、『紀』は身毛津君、『録』左京皇別下は牟義公，「上宮記」系譜は牟義都国造）は景行皇子オホウスの後裔であるが，『記』では，日子坐王 ― 神大根王（亦名八瓜入日子王，三野国之本巣国造の祖，開化条；三野国造之祖大根王，景行条）― 弟比売（大碓命妻）― 押黒之弟日子王（牟宜都君の祖），というようにヒコイマス系三野国之本巣国造（三野国造）と繋がり，『紀』も，明記はしていないものの，大碓皇子が美濃国造神骨の女兄遠子・弟遠子を娶ったことが見えるので，同様と看做し得るが，ともかく牟宜都君は和珥臣との関係が考えられる[15]。牟宜都君・武芸郡と通ずる麦入宿禰も同様とみられるのであり，伊莒弗と共通する。嘗てキナシノカル説話における大前宿禰についての記述は和珥臣（春日臣）への弾圧の改作であり，大前宿禰は和珥臣系人名とした（[4] 拙著第九章）が，大前宿禰が功労者となっていることからして，弾圧を受けた者を物部連系人名として説話を改作したとみるよりは，改作に際して物部連系人名を用いたとする方が良いように思う。「大前宿禰」「小前宿禰」は，「マヘツキミ」の「マヘ」からして，天皇の前に伺候する有力者の擬人化とみられるが，宿禰が大水口宿禰命・膳咋宿禰・五十琴宿禰と共通することからは，麦入宿禰とともに，穂積臣系人名と考えられるのではなかろうか。然らば，この麦入宿禰と物部連系とみられる伊莒弗とが生母を異にした系譜が形成されていたことはあり得る。香児媛は，美濃国可児郡と関わる人名（4.1）であることから，麦入宿禰生母，従って五十琴姫命所生が伊莒弗という系譜が想定される。しかし，「天皇記」より前の王統譜と関わる系譜との整合性を考える必要がある。

欽明～敏達段階では五十琴は伊莒弗の父とされていたとみられるので，「天皇記」段階と同様の系譜は想定できる。問題は穂積臣系と物部連系とが一系化されず，五十琴が大水口宿禰命の子，伊莒弗は大矢口宿禰命の孫で十市根命の子とされていたとみられる継体段階の王統譜との関係が想定される系譜である。麦入宿禰は，「天孫本紀」で伊莒弗の弟であることから，伊莒弗と同世代になる五十琴の子という位置が考えられる。伊莒弗は，十市根命の子ということから，時姫所生とされていたとみられる。五十琴の妻として最も相応しい名は五十琴姫命であることからすれば，麦入宿禰はその所生ということになる。この場合，香児媛は，麦入宿禰の妻全能媛が目子媛と関わる目古の女とされ，尾張連との関係が「天孫本紀」に遺されているので，麦入宿禰の妻で大前宿禰等生母ということが考え得る。しかし，欽明～敏達段階の王統譜との関係で穂積臣・物部連両系譜が合体された段階で，五十琴姫命が麦入宿禰の生母から伊莒弗生母へ変更された事情が問われるのであり，麦入宿禰は元より香児媛所生というのが良いと思う。然らば五十琴姫命は男女で対応する五十琴の妻とされていなかったことになる。「天孫本紀」の系譜で出雲醜大臣命の生母が出雲色多利姫で「イヅモシコ」を共有するものとされているとみられること，また，五十琴姫命所生景行皇子が五十功彦命とされていることからして，五十琴姫命は大水口宿禰命の妻で五十琴生母ということが考えられる。穂積臣・物部連両系の一系化で五十琴が十市根命の子で時姫所生とされたことにより，五十琴姫命は五十琴の姉妹，伊莒弗は麦入宿禰とともに五十琴の子で香児媛所生とされたとみられる。

五十琴の妻を香児媛とする系譜が元より存在したということである。然らば，安媛が物部連系譜に位置付けられる際に，五十琴と五十琴姫命のみが十市根命の子女とされていたことにより，五十琴が五十琴宿禰と五十琴彦とに分立され，香児媛が前者の妻，安媛が後者の女とされたということが想定される。尚，五十琴姫命が景行皇妃とされた事情として考えられるのは前記のところに変わりはない。

6.4 伊莒弗から麁鹿火・木蓮子に至る系譜

前項で系譜の形成過程を検討し得たのは伊莒弗の世代以前である。残されている伊莒弗から麁鹿火・木蓮子に至る系譜についてみておくことにしたい。

穂積臣・物部連両系が分離していた継体段階の王統譜と対応する系譜では，麁鹿火は，穂積臣系と看做されるので，〔表５〕の五十琴の右欄に入る麦入宿禰の系統になる。木蓮子は，麁鹿火の兄弟という系譜の存在が想定される（5.2）ことからすれば，麁鹿火の兄弟の可能性はあるが，これでは尾輿が麁鹿火・木蓮子の世代に繰り上がるので，物部連系とみるのが良いと思う。〔表１０〕は〔表５〕を五十琴・十市根命以後に限り麦入宿禰・布都久留以降を加えて，麦入宿禰をａ父系・ｂ母系の両様，オホタラシヒコもｄ父系・ｅ母系の両様とし，ｃ木蓮子は「天孫本紀」に従い布都久留の子として世代の対応を示したものである。王統がｄの場合は，「天孫本紀」に小前宿禰が顕宗朝で大連とあるものの，大前宿禰が履中・允恭・安康に関わって『紀』に見えることからすれば，ｂは問題がある。ｅではａ・ｂは問題はないが，木蓮子が相応しいのは宣化等の世代であることからは，ｃにも問題が生じる。穂積臣系・王統譜とも父系で見て，三系統が対応する。麁鹿火は，大前宿禰の子として，木蓮子・仁賢と世代が通じる。しかし，尾輿は，木蓮子の子とすれば安閑・宣化と，孫ならば欽明とそれぞれ同世代になる。前者の場合でも問題という程のものはないが，一系化された系譜で尾輿が麁鹿火の孫に位置付けられたことが想定される（6.1）ことからしても，後者の方を採るべきであろう。尾輿の父としては，「天孫本紀」の荒山は穂積押山

を基にしたものとみられる（6.1）ので，木蓮子の子で麁鹿火の父とある麻佐良が想定される。

穂積臣・物部連両系が一系化された欽明～敏達段階ではどうか。穂積臣の麦入宿禰系に木蓮子が麁鹿火の兄弟として位置付けられ，伊莒弗 ― 布都久留 が孤立する系譜となったことと，「天孫本紀」と同様に布都久留の子孫に麁鹿火系が位置付けられたこととの両様が考えられる。穂積臣による系譜の一系化は，王統譜と関わるものではあるが，物部連系譜を吸収する目的があったのではなかろうか。このような系譜は石上に穂積臣が繋がることを意味し，穂積臣による石上の祭祀権掌握を示すものと思う。然らば，石上に直結する伊莒弗・布都久留が孤立する如き系譜は考え難いのであり，大前宿禰とは断絶するが，布都久留の子に麁鹿火系が結ばれる系譜が形成されたとみるのが良いであろう。

胆杵磯丹杵穂命 ― 出雲色雄命 ― 蔣色雄命 ― 伊香色雄命 ― 大水口宿禰命 ― 五十琴 ― 麦入宿禰 ― 大前宿禰（・小前宿禰）という穂積臣の人名は造作であり，造作と言えないものは 麁鹿火 ― 押山 ― 磐弓（石弓）― 金弓〔― 咋〕である。物部連系では，饒速日命 ― 宇摩志麻治命 ― 大綜杵命 ― 大矢口根命 ― 十市根命 ― 伊莒弗 ― 布都久留 は造作であるが，木蓮子 ― 麻佐良 ― 尾輿 ― 守屋・麻伊古 は造作とは言い切れない。何れも信憑性のある系譜は雄略～仁賢前後からであり，大人 ― 目 ― 馬古 ― 麻侶 の系譜と，大人が継体妃目子媛の兄弟（兄）とみられるので，共通すると言えるが，大人から，事実か否かはともかく，父坂合を経て物部連系譜にも位置付けられる祖父金[注]までは少なくとも溯り得る尾張連系譜とはかなりの違いが指摘される。この相違は穂積臣・物部連と尾張連との盛期の相異によると考えられる。尾張連は五世紀中葉前後からの大和政権の関東～東北進出や出雲・吉備制圧に大きな役割を果たしたとみられる[20]のに対し，穂積臣・物部連の台頭は五世紀末であることが系譜上の人名にも反映されているのではなかろうか。穂積臣系人名は大前宿禰以前の胆杵磯丹杵穂命を除く七（小前宿禰を含めて八）人名は，五十琴のみが祭祀に関わる「琴」を有するに過ぎず，関係する大和周辺・近江・美濃の地名や有力者を示す如きものである。これに対し，物部連は，木蓮子より前で祖神饒速日命以外では，呪術に関わる宇摩志麻治命（可美真手命），同族の神服連を想わせる麻の経糸を意味する大綜杵命（オホ〈美称〉―ヘ〈経糸〉―ソ〈麻〉―キ〈男称〉）に加え，経津主神と同様に石上に関わる布都御魂と相通ずる「フツ」を名乗る伊莒弗・布都久留（「フツを手繰る」の意か），というように，六人名中四人名が祭祀に関わることはそれだけ物部連が祭祀と密接に関係したとは言い得るが，嫡流系譜に位置付ける人名がなかったことによるのではなかろうか。他の二人名は十市郡に関わるに過ぎないことも含め，物部連の勢力の程が察せられるのであり，五世紀末以降における穂積臣との勢力差が反映されていると言わなければならない。

以上より継体段階・欽明～敏達段階・「天皇記」それぞれの王統譜と対応して形成された系譜を，嫡流を中心に図示するとともに，関係する尾張連系譜[21]及び王統譜を付記したのが〔図１２〕～〔図１４〕である。

７．むすびにかえて

稿を訖えるに当たり，大水口宿禰命と大矢口根命の伊香色雄命の子から祖父とその兄弟への変更の事情について考え得るところ述べ，むすびにかえることにしたい。

穂積臣系中心の系譜を物部連系のものに変改し，穂積臣を物部連の枝族とすることに関わることは容易に察し得るが，大水口宿禰命を伊香色雄命の子のままにしても，大水口宿禰命段階で穂積臣が物部連から分氏したとすることは可能である。また，伊香色雄命が蔣色雄命ではなく大綜杵命の子とされたのであるから，『記』『紀』と同様に蔣色雄命を穂積臣，大水口宿禰命をその子ととし，蔣色雄命から穂積臣が分氏したとする方法もあると思う。伊香色雄命を物部連とするには大綜杵命の子に変改するだけで事は足りるが，蔣色雄命も物部連とするには蔣色雄命・大綜杵命の父として物部連の人名を位置付ける必要がある。大矢口根命の架上はこのことに関わるとみられる。この際，出石心大臣命を位置付けるのも一方法であり，実際祖父とされているが，出雲色雄命も傍流とするために，その子に位置付けられていた出石心大臣命が出雲色雄命の弟とされ，大矢口根命が架上されたのではなかろうか。大水口宿禰命も架上されたことについては蔣色雄命の父の世代で物部連系と穂積臣系とが分離する系譜にして，蔣色雄命及び伊香色雄命と穂積臣とが関係を有さないようにする目的があったと思われる。このような系譜の変改は，出石心大臣命が尾張連と関わることからすれば，麻侶段階ないしそれ以後としなければならない。

［注］前稿では継体段階で坂合の父を針名根，金はその弟としたが，金が物部連系譜に位置付けられたことからすれば，金 ― 坂合 という系譜を想定する方が良いように思う。〔図１２〕で坂合を針名根と金とに結んでいるのはこの理由による。

＊　紙幅の関係により参考文献は前々号を参照願いたい。

〔表4〕

饒速日	宇摩志麻治 (神武)	出雲醜 (懿徳)	蔣色雄 (孝元)	伊香色雄 (開化・崇神)	十市根 (垂仁)		五十琴 (神功)	伊莒弗 (履中等)	
			火明	瀛津世襲	建諸隅 (崇神)	多遅麻・時姫 (景行) 〔	印葉等・香児媛 多遅麻	香児媛等	伊莒弗 〕
アマテラス	オシホミミ	フキアヘズ	イハレヒコ	崇神	垂仁	ヤマトタケル	ワカタラシヒメ		
				ヤマトヒコ	オホタラシヒコ ワカタラシヒコ	オシロワケ	履中	雄略等	
		ヒコホノニニギ	ヒコホホデミ	ヒコフツ ミマツヒメ	ヒバスヒメ 〔 ヒコイマス	オホタラシヒコ オホタラシヒメ	オシロワケ	履中	雄略等 〕

〔表5〕

膽杵磯丹杵穂	出雲醜	蔣色雄	伊香色雄	大水口	五十琴			
	饒速日	宇摩志麻治	大綜杵	大矢口根	十市根	伊莒弗		
		火明	瀛津世襲	建諸隅	多遅麻・時姫	印葉等・香児媛		
オシホミミ	フキアヘズ	イハレヒコ	崇神	垂仁	ヤマトタケル	ワカタラシヒメ		
			ヤマトヒコ	オホタラシヒコ ワカタラシヒコ	オシロワケ	履中	雄略等	
	ニニギ	ヒコホホデミ	ヒコフツ ミマツヒメ	ヒバスヒメ 〔 ヒコイマス	オホタラシヒコ オホタラシヒメ	オシロワケ	履中	雄略等 〕

〔表6〕

A	丹杵穂	出雲醜	蔣色雄	伊香色雄	大水口	五十琴				
		饒速日	宇摩志麻治	大綜杵	大矢口根	十市根	伊莒弗			
B 丹杵穂 (饒速日)	宇摩志麻治	出雲醜	蔣色雄 大綜杵	伊香色雄	大水口 大矢口根	十市根	五十琴	伊莒弗		
火明	天香語山	天忍人	瀛津世襲	建諸隅	多遅麻 時姫	香児媛 印葉等 〔 多遅麻	香児媛 〕			
ホホデミ	ウガヤ	神武	孝昭	崇神	垂仁	ヤマトタケル	タラシナカツヒコ			
				ヒコフツ	ミマツヒメ	〔 垂仁	ヤマトタケル	タラシナカツヒコ	〕	
					ヒコイマス	ヤマトタラシヒコ	オホタラシヒコ ワカタラシヒコ	オシロワケ	履中等	
						ヒコタタス	ヒバスヒメ 〔	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中 〕
						オホツツキ	オホタラシヒメ			

〔表7〕

		饒速日	宇摩志麻治	出雲醜	蔣色雄 大綜杵	伊香色雄	大水口 大矢口	十市根 清媛	安媛	膽咋	五十琴	伊莒弗
				出石心			武諸隅		時姫 多遅麻	香児媛 印葉等		
火明	天香語山	(天村雲)	天忍人	天戸目	建斗米	建宇那比	建諸隅					
ホホデミ	ウガヤ	神武	懿徳	孝昭	孝安	開化	崇神	垂仁	景行	応神	仁徳	履中

〔表８〕

		饒速日	宇摩志麻治	出雲醜	蔣色雄 大綜杵	伊香色雄	大水口 大矢口 清媛	十市根 安媛	膳咋	五十琴	伊莒弗	
				出石心		建新川	武諸隅	時姫 多遅麻	香児媛 印葉等			
火明	天香語山	(天村雲)	天忍人	天戸目	建斗米	建宇那比	建諸隅					
ホホデミ	ウガヤ	神武	懿徳	孝昭	孝安	開化	崇神	垂仁	景行	応神	仁徳	履中

〔表９〕

継体	宣化	欽明	敏達	彦人	舒明	天智
麁鹿火	押山	磐弓 有利媛	金弓	咋		
		尾輿	大市御狩 守屋 石上贄古	(雄君) 宮古郎女		
		麻伊古	恵佐古	荒猪 雄君		
木蓮子	大人		目	馬古 豊媛	麻侶	
〔蘇我〕	稲目	馬子	蝦夷	入鹿		
〔中臣〕	黒田	常盤	可多能祐	彌気	鎌子	不比等

〔表１０〕

a	五十琴	麦入	大前		
b	五十琴		麦入	大前	
c	十市根	伊莒弗	布都久留	木蓮子	
d オホタラシヒコ	オシロワケ	履中等	雄略等	仁賢等	
e	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中等	雄略等	仁賢等

＊〔図１２〕～〔図１４〕について：〔図１２〕では五十琴と香児媛とは異世代婚なので伊莒弗以降の物部連系と麦入宿禰以降の穂積臣系とは少しずらし，ヤマトヒコとヒバスヒメも異世代婚なのでずらして履中の世代以降を穂積臣系と合わせた。このような記し方は〔図１２〕も同様。允恭を（　）で記したのは，その成立が「天皇記」段階とみられるので，允恭に当たるもの（ヌカタヒコ〔図１２〕やヌカタノオホナカツヒコ〔図１３〕の如き名）という意味である。〔図１３〕では尾張連系譜に前稿で当段階では未だ尾張連系譜には位置付けられていないとした天村雲命を（　）で記しているが，物部連系系譜・王統譜との関係では位置付けられている方が世代の対応性がある。〔図１４〕では雄君や麻侶が関わる前の穂積臣による系譜形成のものを母系での世代で記した。

〔図１２〕

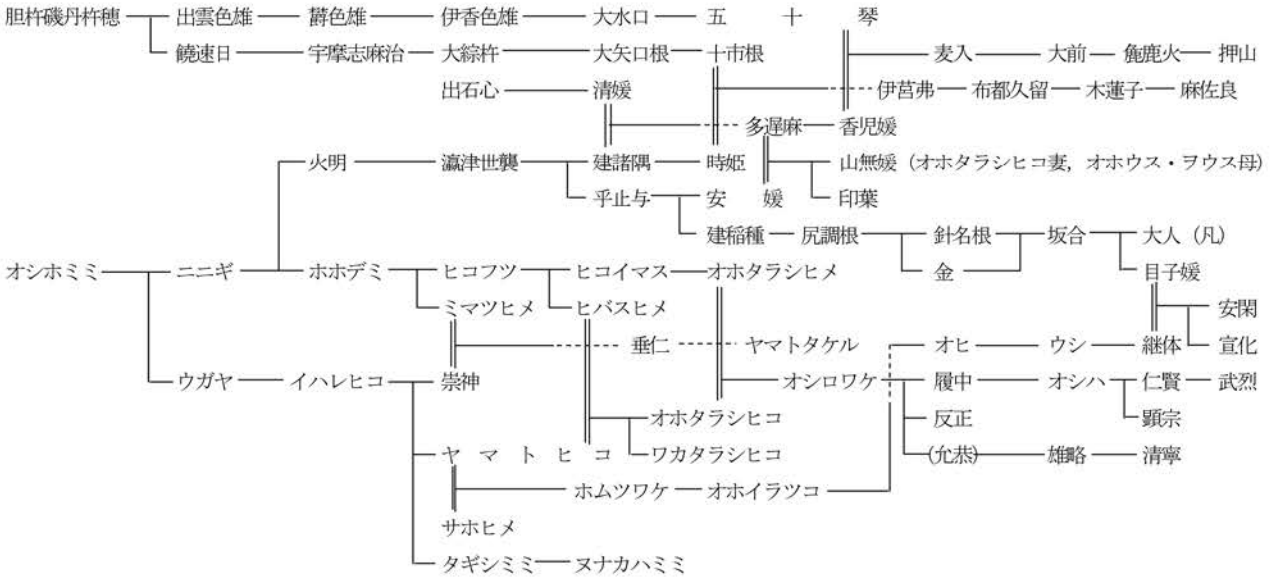

〔図１３〕

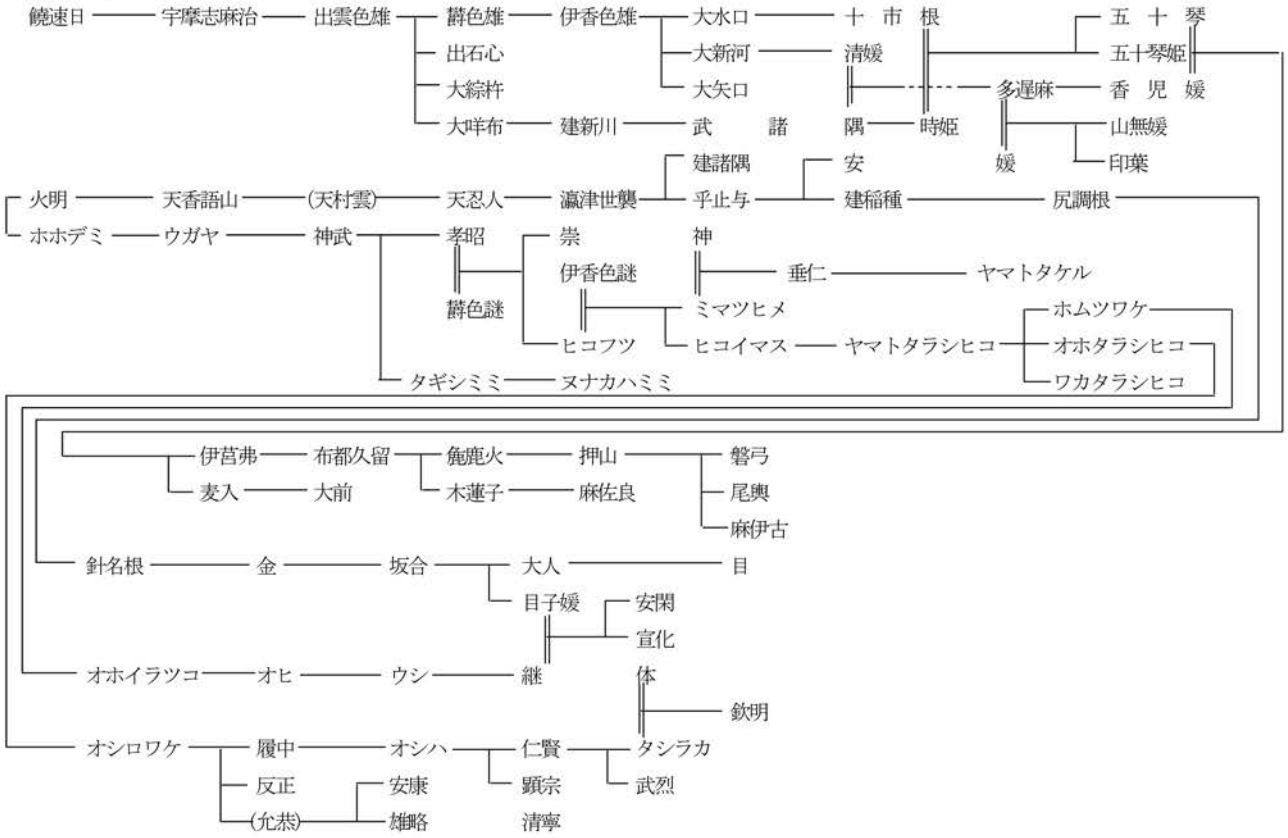
饒速日
宇摩志麻治
出雲色雄
蔣色雄
出石心
大綜杵
大咩布
伊香色雄
建新川
大水口
大新河
大矢口
十　市　根
清媛
武　諸　隅
時姫
五　十　琴
五十琴姫
多遲麻
香　児　媛
山無媛
印葉
媛
建諸隅
安
火明
天香語山
(天村雲)
天忍人
瀛津世襲
乎止与
建稲種
尻調根
ホホデミ
ウガヤ
神武
孝昭
崇
神
伊香色謎
垂仁
ヤマトタケル
蔣色謎
ミマツヒメ
ヒコフツ
ヒコイマス
ヤマトタラシヒコ
ホムツワケ
オホタラシヒコ
ワカタラシヒコ
タギシミミ
ヌナカハミミ
伊莒弗
布都久留
麁鹿火
押山
磐弓
麦入
大前
木蓮子
麻佐良
尾輿
麻伊古
針名根
金
坂合
大人
目
目子媛
安閑
宣化
オホイラツコ
オヒ
ウシ
継
体
欽明
オシロワケ
履中
オシハ
仁賢
タシラカ
反正
安康
顕宗
武烈
(允恭)
雄略
清寧

〔図１４〕

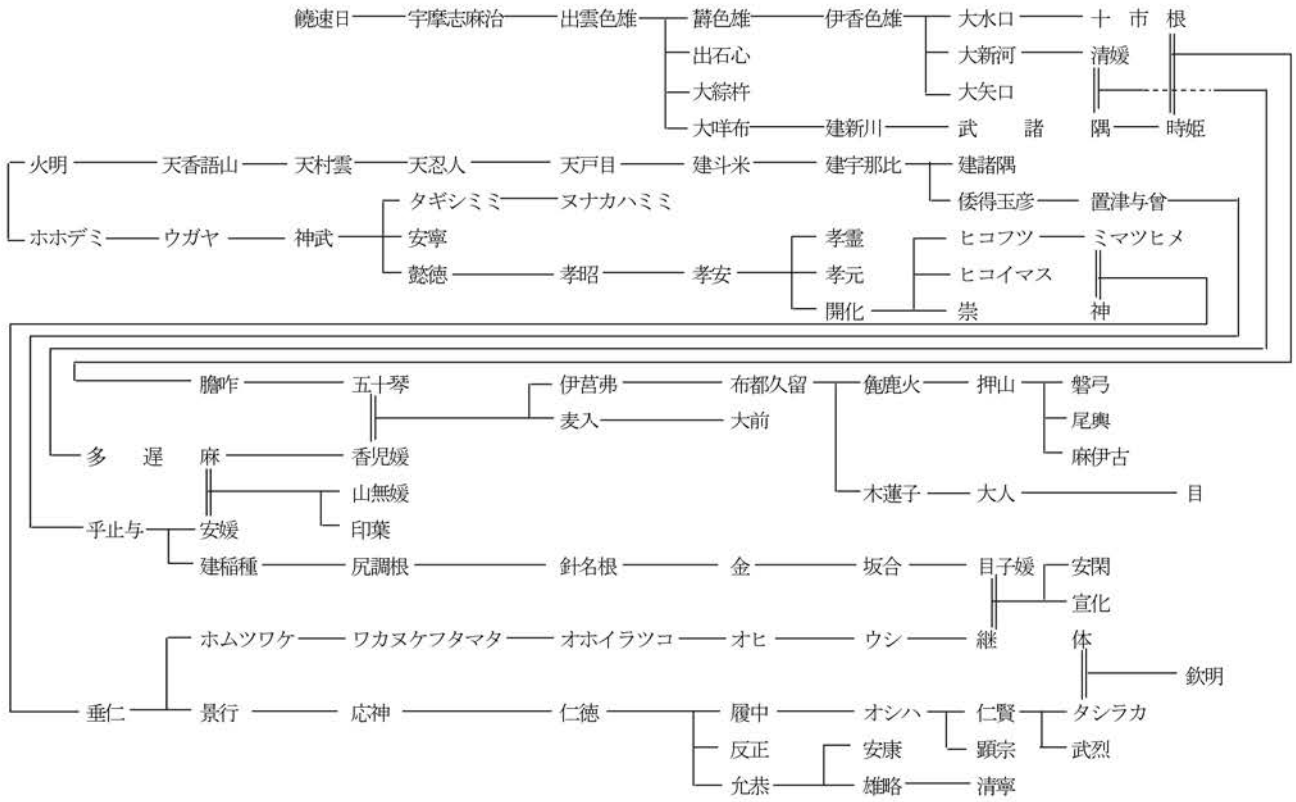
饒速日
宇摩志麻治
出雲色雄
蔣色雄
出石心
大綜杵
大咩布
伊香色雄
建新川
大水口
大新河
大矢口
十　市　根
清媛
武　諸　隅
時姫
火明
天香語山
天村雲
天忍人
天戸目
建斗米
建宇那比
建諸隅
倭得玉彦
置津与曾
ホホデミ
ウガヤ
神武
タギシミミ
ヌナカハミミ
安寧
懿徳
孝昭
孝安
孝霊
孝元
開化
ヒコフツ
ヒコイマス
崇
ミマツヒメ
神
膳咋
五十琴
伊莒弗
布都久留
麁鹿火
押山
磐弓
麦入
大前
尾輿
麻伊古
多　遲　麻
香児媛
山無媛
印葉
木蓮子
大人
目
乎止与
安媛
建稲種
尻調根
針名根
金
坂合
目子媛
安閑
宣化
ホムツワケ
ワカヌケフタマタ
オホイラツコ
オヒ
ウシ
継
体
欽明
垂仁
景行
応神
仁徳
履中
オシハ
仁賢
タシラカ
反正
安康
顕宗
武烈
允恭
雄略
清寧